

特別養護老人ホーム実恵園 利用料金表

令和7年8月1日

利用者負担段階	住民税	収入	要介護度	介護サービス費(単位:単位)										(単位:円)					
				基本料金	日常生活継続支援加算	個別機能訓練加算	看護体制加算(I)	看護体制加算(II)	夜勤職員配置加算(III)	計(1日)	科学的介護推進体制加算(II)	処遇改善加算I(30日)	計(30日)	利用者負担額	居住費	食費	利用者負担合計	高額介護サービス費還付金	実質負担額
第4段階	本人課税や、本人非課税であるが世帯に課税者が有る場合	介護保険利用者負担割合が3割負担の方	要介護5	871	36	12	6	13	28	966	50	4,064	33,094	101,963	27,450 @915	55,500 @1,850	184,913		
			要介護4	802						897	50	3,774	30,734	94,693			177,643		
			要介護3	732						827	50	3,480	28,340	87,317			170,267		
			要介護2	659						754	50	3,174	25,844	79,625			162,575		
			要介護1	589						684	50	2,880	23,450	72,249			155,199		
		介護保険利用者負担割合が2割負担の方	要介護5	871	36	12	6	13	28	966	50	4,064	33,094	67,975			150,925	23,575	127,350
			要介護4	802						897	50	3,774	30,734	63,128			146,078	18,728	127,350
			要介護3	732						827	50	3,480	28,340	58,211			141,161	13,811	127,350
			要介護2	659						754	50	3,174	25,844	53,083			136,033	8,683	127,350
			要介護1	589						684	50	2,880	23,450	48,166			131,116	3,766	127,350
		介護保険利用者負担割合が1割負担の方	要介護5	871	36	12	6	13	28	966	50	4,064	33,094	33,988			116,938	—	116,938
			要介護4	802						897	50	3,774	30,734	31,564			114,514	—	114,514
			要介護3	732						827	50	3,480	28,340	29,106			112,056	—	112,056
			要介護2	659						754	50	3,174	25,844	26,542			109,492	—	109,492
			要介護1	589						684	50	2,880	23,450	24,083			107,033	—	107,033
第3段階(2)	合計120万円を超える方で一定要件に該当する方	要介護5	871	36	12	6	13	28	966	50	4,064	33,094	33,988	12,900 @430	40,800 @1360	87,688	9,388	78,300	
		要介護4	802						897	50	3,774	30,734	31,564			85,264	6,964	78,300	
		要介護3	732						827	50	3,480	28,340	29,106			82,806	4,506	78,300	
		要介護2	659						754	50	3,174	25,844	26,542			80,242	1,942	78,300	
		要介護1	589						684	50	2,880	23,450	24,083			77,783	—	77,783	
第3段階(1)	合計80.9万円を超える方で一定要件に該当する方	要介護5	871	36	12	6	13	28	966	50	4,064	33,094	33,988	12,900 @430	19,500 @650	66,388	9,388	57,000	
		要介護4	802						897	50	3,774	30,734	31,564			63,964	6,964	57,000	
		要介護3	732						827	50	3,480	28,340	29,106			61,506	4,506	57,000	
		要介護2	659						754	50	3,174	25,844	26,542			58,942	1,942	57,000	
		要介護1	589						684	50	2,880	23,450	24,083			56,483	—	56,483	
第2段階	合計80.9万円以下の方で一定要件に該当する方	要介護5	871	36	12	6	13	28	966	50	4,064	33,094	33,988	12,900 @430	11,700 @390	58,588	18,988	39,600	
		要介護4	802						897	50	3,774	30,734	31,564			56,164	16,564	39,600	
		要介護3	732						827	50	3,480	28,340	29,106			53,706	14,106	39,600	
		要介護2	659						754	50	3,174	25,844	26,542			51,142	11,542	39,600	
		要介護1	589						684	50	2,880	23,450	24,083			48,683	9,083	39,600	
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者の方	要介護5	871	36	12	6	13	28	966	50	4,064	33,094	33,988	—	9,000 @300	42,988	18,988	24,000	
		要介護4	802						897	50	3,774	30,734	31,564			40,564	16,564	24,000	
		要介護3	732						827	50	3,480	28,340	29,106			38,106	14,106	24,000	
		要介護2	659						754	50	3,174	25,844	26,542			35,542	11,542	24,000	
		要介護1	589						684	50	2,880	23,450	24,083			33,083	9,083	24,000	

※ 利用者負担段階や収入要件等については、生活相談員にお尋ねください。

※ 介護保険利用者負担割合については、保険者から発行される「負担割合証」を確認してください。

※ 日常生活継続支援加算：介護福祉士が一定以上配置されていて、次のいずれかに該当すると加算されます。

①算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4または要介護5の者の占める割合が一定以上であること。

②算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来たすおそれのある症状または行動が認められる事から、介護を必要とする認知症である者の占める割合が一定以上であること。

※ 看護体制加算（Ⅰ）：常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

※ 看護体制加算（Ⅱ）：次の要件を満たした場合に加算されます。

①看護職員を利用者25名に対し1名以上配置（3名）している。

②看護職員の24時間連絡体制を確保している。

※ 夜勤職員配置加算（Ⅰ）：最低基準を1名以上上回る夜勤職員を配置した場合に加算されます。

※ 夜勤職員配置加算（Ⅲ）：夜勤職員配置加算（Ⅰ）の基準を満たし、夜勤帯の時間を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に加算されます。

※ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：基本単位に加算単位を加えた値の14.0%が加算されます。

※ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）：次の要件を満たした場合に加算されます。

①入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること

②必要に応じて、サービスの提供に当たって、必要な情報を活用していること

※ 上記以外にも加算等がございますので、詳しくは生活相談員にお尋ねください。

※ 茂原市は地域区分6級地ですので、1単位10.27円で計算しております。